虐待防止マニュアル

放課後等デイサービス LC kid's ほとり

1 『虐待防止マニュアル』の目的

事業所を利用されている利用者が、毎日、生き生きとした暮らしが継続できるように、障害者福祉サービスを提供している事業所職員が決して行ってはならない虐待行為について整理し、法人としての虐待予防に向けた体制・取り組みを定める。また、万が一虐待行為が発生した場合の法人としての対処方法を定める。

虐待行為は、決して許されるものではないが、虐待防止に向けた取り組みが、提供する障害者福祉サービスの質を高めるものであると位置づけ、法人・施設・事業所が前向きに取り組むための指針の一つとしていく。

2 虐待の種類

	区分	概 要	具体的内容例	対象職員への 刑罰対象
		身体に外傷が生じ、若しくは生じ	・平手打ち、蹴る、殴る	·傷害罪
		る恐れのある暴行を加え、または	・壁に叩きつける、つねる	·暴行罪
1	身体的虐待	正当な理由なく拘束すること。	・正当な理由なく車椅子への	・逮捕監禁罪
			固定、居室への閉じ込め、投薬	
			等	
		わいせつな行為をすること、また	・性交、合理的理由なき性器へ	・強制わいせつ
2	性的虐待	はわいせつな行為をさせること。	の接触	罪
			・本人の前でわいせつな言葉	・強姦罪
			を発する等	
		著しい暴言、若しくは拒絶的な対	・「バカ」「アホ」等の侮辱する	・脅迫罪
	心理的虐待	応または正当な差別的言動、その	言葉を浴びせる	・強要罪
3		他著しい心理的外傷を与える言	・大声で叱責する	·名誉棄損罪
		動を行うこと。	・話しかけず、存在を無視する	・侮辱罪
			・人格をおとしめるような対応	
			等	
		心理的に衰弱させるような減食	・排泄や洗身、爪切り、下着交	·保護責任者遺
		または長時間の放置、粗悪な環境	換等の介助を長時間しない	棄罪
	放棄·放任	での放置、その他①~③の行為で	・汚れた服を長時間着せたま	
4	(ネグレクト)	の放置等。	まにする	
			・汚れた部屋等を長時間掃除	
			をしない	
		財産を不当に処分したり、本人の	・年金や賃金を渡さない	·窃盗罪
⑤	経済的虐待	同意なく(若しくは同意できない	・不当な年金等の管理等	・詐欺罪
		状況下で)金銭を使用すること。		・横領罪

3 不適切な行為

ここで扱う「不適切行為」は、「虐待行為」に対して『軽度である』という位置づけをすることが意図ではなく、提供する障害者福祉サービスの質を向上させるための支援場面の具体的なポイントとして継続的に振り返りを行っていくために掲げた。

	区 分	内容	理由
	不適切行為	i.呼称を「○○さん」付けしていない。	子ども扱いや人格を軽視している状況で
		※地域性等の理由により苗字ではなく、	あり、心理的虐待と繋がり兼ねない。
		名前で呼ぶ行為については、本人の感	本人が快としない呼称での呼び方は、本
		情に配慮し、確認を取る必要がある。	人の苦痛となり得ない。
		ii.利用者の近くで申し送り・職員同士	生理、排便、生活上の失敗のことなどの通
6		の会話。	常、他に聞こえてほしくないことや"問題
			行動"等を話すことで他に偏ったイメージ
			を作る恐れがある為、細心の注意や配慮
			が必要。
		iii. その他、虐待区分①~④の行為とは	虐待とは言えないが、サービス質の維持・
		言えないが、適切さに欠くと思われる行	向上の観点から適切さに欠いているた
		為。	め。

4 身体拘束の禁止と支援について

(1) 身体拘束について

障がい者虐待防止法では、「正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為されており、身体拘束の廃止は虐待防止において欠くことの出来ない取り組みである。

身体拘束の具体的な内容としては以下の通り。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ③ 行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う時の留意点

「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援 施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等 を行ってはならないとされている。

さらにやむを得ず身体拘束等を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならない。

緊急やむを得ない場合とは支援の工夫のみでは十分に対応出来ないような一時的な事態に限定される。当然の事ながら安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように慎重に判断することが求められる。

具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議2001年3月)に基づく次の要件に沿って検討する方法等が考えられる。

なお、以下の3要件のすべてに当てはまる場合であっても身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行うこととする。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

・ 切迫性……利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が 著しく高いこと

> 切迫性を判断する場合には身体拘束を行う事により本人の日常生活に与える悪 影響を勘案し、それでもなお、必要な程度まで危険に晒される可能性が高いこと を確認する必要がある。

・ 非代替性……身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法 の可能性を検討し、利用者本人等の身体を保護するという観点から、他に代替 手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法に ついても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必 要がある。

- ・ 一時性……身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
 - 一時性を判断する場合には本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束 時間を想定する必要がある。
- (4) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き
- ① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討、決定 する必要がある。この場合、管理者、児童発達支援管理責任者、運営規定に基づいて選定さ れている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席している 事が大切となる。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由 を記載する。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体 拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定し ていくために行うものとなる。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討 する事が重要となる。

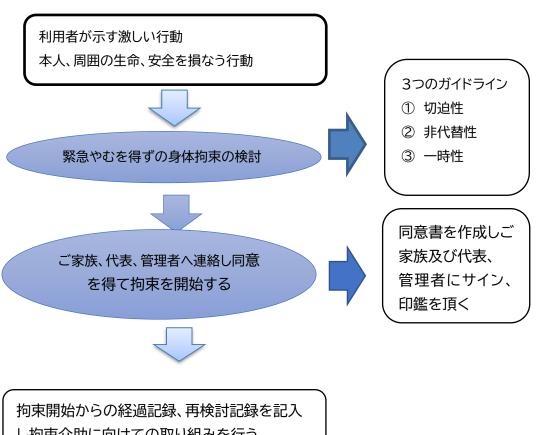
② 本人、家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、 了解を得る事が必要となる。

③ 必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

(5) 身体拘束の手順



し拘束介助に向けての取り組みを行う

5 虐待防止体制と取組み

(1)虐待防止責任者の設置

法人単位で1名、虐待防止責任者を選任する。虐待防止責任者は統括部長若しくは管理者と する。

- (2)虐待防止担当者(事業所窓口)の設置管理者が務める。
- (3)虐待・身体拘束防止委員会の設置

虐待・身体拘束防止委員会は、以下の際に開催を行う。

- ① 年間を通じての定期開催(6カ月に1回開催予定)
- ② 虐待行為・虐待疑い事象が発生し、確認・検討が必要なとき
- ③ 虐待予防に関わること等、虐待・身体拘束防止委員会の委員招集が必要となった際

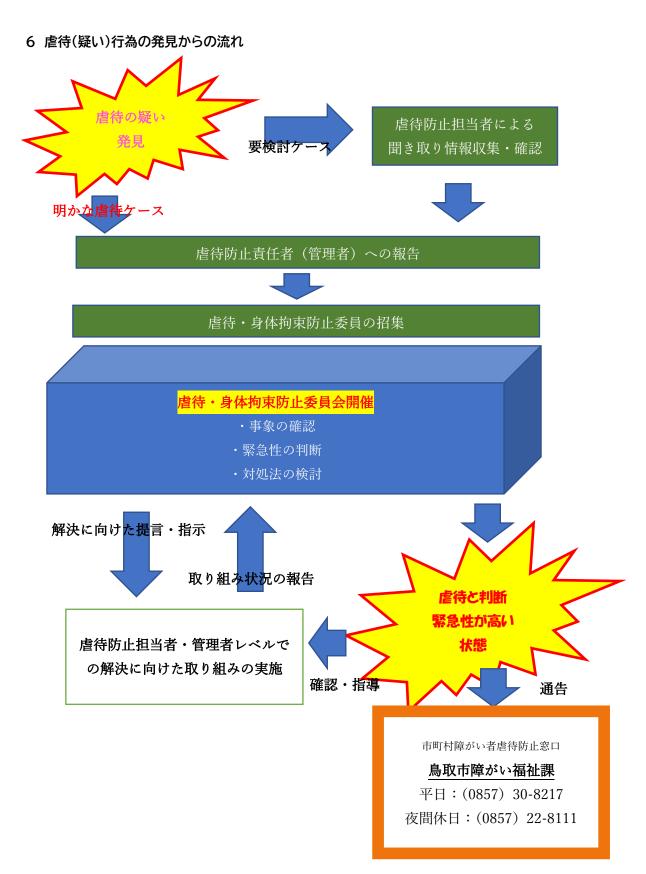
【委員の構成】

- ・管理者若しくは統括部長(虐待・身体拘束防止委員会委員長)
- ·管理者(虐待防止責任者)
- ・その他必要と思われる職にある者
- ※委員長が出席できない場合は、その他の委員が代行することとする。委員会運営に伴う庶務 は、事業所職員が担う。

【委員会活動内容】

- ・虐待行為・虐待事象が発生した場合の情報収集と検討、各虐待に関する機関への通報、通報後の対応
- ・法人内事業所へセルフチェックの実施の促しと結果分析・考察・対応等に関わる事
- ・その他、虐待防止に関わる提言や研修会の実施等の取組みの発案、助言等に関わる事
- ・マニュアルの整備、随時の変更
- (3)虐待防止セルフチェック(※別紙1)の実施

各事業所単位で、最低でも半期に 1 回は別紙セルフチェックを実施する。集計については、虐待・身体拘束防止委員会内で行い、作業並びにそれに伴う庶務については、事業所職員が担う。



令和4年4月1日施行

別紙 1

令和7年度 放課後等デイサービス LC kid's 利用者虐待防止職員セルフチェックリスト

セルフチェック実施日	年	月	日

	チェック項目	判断
1	 利用者への挨拶、対応、受け答え等は丁寧に行うように日々心掛けている。	□できている
	利用有への疾病、対応、支げ合え寺は丁学に1丁がプに口や心掛けている。 	□できていない
2	│ │ 利用者の人格を尊重し、接し方には十分配慮し、呼称は「○○さん」付けを行っている。	□できている
	利用者の入情を导重し、接し力には「力能感し、時間は「〇〇さん」刊けを1] りている。 	□できていない
3	利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないよ	□できている
	うにしている。	□できていない
1	 職務上知り得た利用者の個人情報については、慎重な取り扱いに留意している。	□できている
4	戦物工和が特に利用者が個人情報については、倶里な取り扱いに由息している。	□できていない
5	 利用者の近くでの申し送り、業務に関わる会話はしないようにしている。	□できている
5	利用者の近くとの中の返り、業務に関わる芸品はのないなりにひている。	口できていない
6	利用者の同意を事前に得ることなく、居室への立ち入りや所持品の確認等を行わないよ	□できている
	うにしている。	口できていない
7	 利用者への意見や訴えに対して、無視や否定的な態度を取らないようにしている。	□できている
,	では、これでは、これには、これにいる。	口できていない
8	利用者へ介助や支援の際は事前に声をかけ、不安感を抱かせること、または一方的な関り	□できている
	にならないようにしている。	口できていない
9	 利用者を長時間待たせないようにしている。	□できている
	では、一つのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	口できていない
10	利用者が嫌がることを強要すること、または嫌悪感を抱かせるような支援を行わないよう	□できている
10	にしている。	口できていない
11	サービス提供に関わる記録書類(支援記録、実施記録等)について、対応に困難が生じた	□できている
1 1	事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。	口できていない
12	 ある特定の利用者に対してぞんざいな態度や受け答えをしてしまうことがある。	□はい
12	ののうえたり行う日日に入りしてできる。	□いいえ
13	 ある特定の職員に対してぞんざいな態度や受け答えをしてしまうことがある。	□はい
13	のもりたい物気に対してて700でであぶは下文17百んでしてしなりにこかのも。	□いいえ
14	他の職員が利用者に対して <u>あなたが虐待と思う行為</u> を行っている場面を見たことがあ	□はい
14	る。	□いいえ

	それは?・・・□身体的 □性的 □心理的 □放棄・放任 □経済的	
	具体的には・・・(
15	他の職員が利用者に対して <u>あなたが虐待とは思わないが不適切と思う行為</u> を行っている	□はい
	場面を見たことがある。	□いいえ
	具体的には・・・()	
16	他の職員が利用者に対してあなたが虐待と思う行為または不適切と思う行為を行ってい	□はい
	る場面を見て見ぬふりを含む容認をしたことがある。	□いいえ
17	 センター所長とコミュニケーションがとり易い雰囲気である。	□はい
	ピンター所長とコミュニケーションかとり勿い分囲x(でめる。 	□いいえ
18	管理者、または現場責任者と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーショ	□はい
	ンがとり易い雰囲気である。	□いいえ
19	 最近、利用者の支援や関りで悩みを持ち続けている。	□はい
	取近、利用者の文族で関グで国のを持つ続けている。	□いいえ
20	 最近、仕事にやる気を感じないことがある。	□はい
	取加、仕事にどるx(を感じないことがめる。 	□いいえ
21	 最近、体調がすぐれないと感じることがある。	□はい
	取 <u>此、</u> 中間が 9 〜1 いみい C 窓 C る C C が <i>O</i> る。	□いいえ

提出締め切り<u>月 日()</u> 提 出 場 所_____

虐待を発見した際は、下記のいずれかにご相談ください。

1 虐待防止担当者

[名前] 大豊 和典

電話番号 080-7116-9772

2 事業管理者・虐待防止責任者

[名前] 田中 めぐみ

電話番号 080-7116-9772

Mail life.cares.lchortori@gmail.com

3 虐待·身体拘束防止委員会委員長

[名前] 西尾 健二

電話番号 0857-30-5100

ホットライン 090-3878-2305

Mail life.cares.nishio@gmail.com

市町村障がい者虐待防止センター窓口

鳥取市障がい福祉課

電話番号 0857-30-8217 (受付時間 平日8:30~17:15)

0857-22-8111 (夜間・休日受付)